

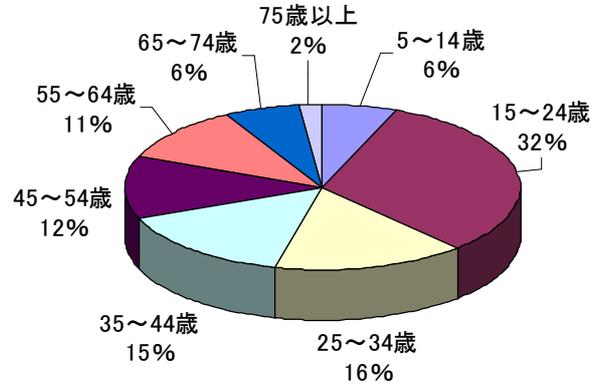
5-4-3 ルール・マナーの効果的な周知と啓発

(1) 効果的な周知・啓発活動の推進

①学校を通じた継続的な自転車安全教育の実施【早期に進める施策】

自転車は、小学生、中学生、高校生にとって利便性の高い交通手段です。市政アンケート調査結果をみると、若い世代ほど自転車の利用ルール・マナーについて十分に意識していない割合が高くなっています。若い世代は、今後の自転車利用ルールの遵守・マナーの向上を担う存在であることから、学校などを通じた自転車安全教育を充実させていくことが重要になります。

そこで、学校や地区で行われている交通安全教室の継続、出前講座の拡大、各種イベントの拡充などを行うとともに、ルールの遵守・マナー向上を学んだ学生、生徒、児童が、自ら啓発活動に携わっていくなどの工夫により、取り組みを広げていくことを検討します。



資料：第4回道央都市圏PT調査結果

図 5-19 年齢階層別の自転車利用割合



小学校における自転車実技教室



高齢者等に対する交通安全教室の開催

②マナー推進地区の設定【早期に進める施策】

自転車走行空間や駐輪場の整備が進んできた地区を中心に、自転車のルールの遵守・マナーの向上を図る地区として「マナー推進地区」を設定し、交通安全教室やキャンペーンなどを実施します。

これらの実施に向けては、警察、地域住民、学校等と連携し、地域住民が一体となる啓発活動やキャンペーンを行うことで、地域の交通安全意識の高揚や他地区への波及を図ります。

③歩行者が多い地区での押し歩きの推奨【効果を確認しながら進める施策】

都心部など、車道や歩道が狭く、歩行者交通量が多い路線については、歩道通行時に歩行者と錯綜する場合の“押し歩き”を推奨し、看板等による周知や誘導員による呼びかけを行います。実施に向けては施策の効果についての調査・検討や沿道地域や交通関係機関の協力・連携が必要となります。

④自転車利用者に対する交通ルールの周知【早期に進める施策】

歩道を無秩序に走行する自転車や二人乗り、無灯火、走行中の携帯電話利用、傘差し走行、車道の逆走など、自転車利用者の中には、こういった行為が交通ルールに違反していることを知らない場合もあると考えられます。そのため、現在も実施している街頭での指導や注意を継続し、交通ルールの周知を図ります。また、著しく安全性を低下させる場合などにおける取締りの実施について、公安委員会に協力要請を行います。



自転車マナー向上指導員による街頭指導

⑤自動車ドライバーに対する広報・啓発【早期に進める施策】

自転車が本来走行すべき車道を安全に走行できない理由としては、自転車利用者が自転車走行ルールを正しく認識していないこと、自転車の走行場所があいまいなこと等に加えて、自動車ドライバーが違法駐車を行うなど、自転車の車道走行に対する配慮が足りない行動があることも一因として挙げられます。

そこで、公安委員会や交通関係の団体と連携し、自動車のドライバーに対する広報、啓発活動を行い、自動車ドライバーの自転車の車道走行に対する配慮する意識の醸成を図ります。

⑥ルール周知・マナー向上に関する販売店との協力【早期に進める施策】

自転車法では、「自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供する」とされています。そのため、自転車販売店等に対し、自転車の販売や修理時にルールの周知・マナー向上の啓発を行うことについて、協力を求めています。